

「言問はぬ木すらあぢさゐ」再考

坂 本 信 幸

一

事不問 ことばぬ 木尚味狭藍 きすゑあぢさゐ 諸弟等之 もろとらが 練乃村戸二 ねのむらとに 所詐来 せむかれけり

言問はぬ 木すらあぢさゐ 諸弟らが 練りのむらとに 欺かれけり
(4・七七三)

右の歌は、「大伴宿祢家持、久邇京より坂上大嬢に贈る歌五首」と題する歌群の中の一首である。天平十三年恭仁京に都が移されたからの作であり、当時内舎人であった大伴家持が、平城京に坂上大嬢を残して恭仁京に勤務していた折の作である。この歌は、従来より難解歌とされてきた。それは、この一首中に集中ここしか例を見ない「村戸」といういわゆる孤語や、集中この歌群にしか例を見ない「練」や「諸弟」といった語が用いられており、その語義が十分解明されていないことに原因があつた。

これらの語については、橋本四郎氏に「ねりのむらと」（『万葉第八七号』）という論文があり、ここでは、「諸弟」は「当時の人名であり、家持と大嬢の間をつなぐ間使いであろう」と推論され、また、「練」は古く中国で太刀や鏡などの賛辭として用いられていた「百練」などの「練」が日本語化してネリという和訓と結びついたものとして「念入りに手を加えて、そのものの果たすべき機能を最大限に發揮しうるように造り上げられたもの意」とし、「村戸」はムラトと訓み、「一群の重大発言」というのが、その辞書的な意味であるとされたのであつた。

かつて、その橋本論の驥尾に付して、『諸弟らが練の村戸』試案「歌と人名」なる小論^①において、万葉歌中に詠み込まれた人名をつぶさに検討することにより、間使いのごとき者の人名ではなく、漢籍に見える普通名詞としての「諸弟」（同宗の弟）と考えるべき

ことを論じたことがあった。橋本説のように、大嬢の思いを伝達する立場である間使いが、口八丁に家持を欺くというようなことはありえないことであり、「橋諸兄」などの「諸兄」という名や、橋本論文に引く、「石上部君諸弟」(続日本紀、天平勝宝元年五月戊寅条)の「諸弟」という名自体が、普通名詞を名としたものと考えたのである。

「諸弟」なる語は、「漢書」や「後漢書」・「魏書」・「晋書」などに通常に用いられる語である。モロトという和語がもととあったのか、「諸弟」の翻読語であるのか、おそらくは後者であろうが、いずれにせよ、我が国において一族中で自分より年少の者をモロトと叫びたてたと考えられるのであり、「陽春」という語があり、「麻田陽春」の名があり、「千文」という語があり、「大舎人部千文」という名が、「百代」の語があり、「大伴百代」という名が、「千年」という語があり、「車持千年」という名が、「長年」という語があり、「椎野長年」という名が、「清河」という語があり、「藤原清河」という名があるのと同様と考えられる。アサダノヤスがヒハルでなくヤスであるのは、漢語自体を名正音により名としたものである。ナガトシヤキヨカハのように、ナガキトシ、キヨキカハでない語構成は、翻読から来るものである可能性があるろう。「若麻統部諸人」という名が、「諸人」によることはいうまでもない。それを、

「言問はぬ木すらあぢさみ」再考

万葉集中の人名詠出の通例に外れて、しかも主人のことは忠実に反映させないような間使いとする解釈が、今日においても通用していることは、理解しがたいことである。

さらに、

百千度 恋ふと言ふとも 諸弟らが 練之言羽 我は頼まじ

(4・七七四)

にも見える「練りのことば」が、
○管晏屬篇 事覈而言練(管・晏の篇を属するは、事は覈にして言は練。)
『文心雕龍』第一七「諸子」

○若骨采未圓 風辭未練、而跨略舊規 馳驚新作 雖獲巧意 危敗亦多(若し骨采未だ円ならず 風辭未だ練らずして旧規を跨略し、新作を馳驚すれば、巧意を獲と雖も、危敗も亦た多し。)
『文心雕龍』第二八「風骨」

○凡精慮造文 各競新麗 多欲練、辭 莫肯研術(凡そ精慮もて文を造るに、各おの新麗を競ふ。多く辭を練らむと欲すれども、肯て術を研むる莫し。)
『文心雕龍』第四四「総術」

○是以綴字屬篇 必須練、擇(是を以て字を綴り篇を属するは、必ず須らく練択すべし)
『文心雕龍』第三九「練字」

などの漢語表現に拠るものであらうと推定した。
これらについては、今日でも自説でよいと考えている。

『文心雕龍』の篇名「練字」からも窺えるように、「言」を「練ル」という表現は、漢籍を享受する者にとって普通の表現であったと考えられる。『文心雕龍』第二八、風骨の「故練於骨者 析辭必精 深乎風者 述情必顯（故に骨を練る者は、辭を析つこと必ず精しく、風に深き者は、情を述ぶること必ず顯かなり）」とある「骨を練る者」も、文辭に熟練した者のいいであり、『文選』（第一七、文賦）の「陸士衡」にかかわる李善注に「華呈天才綺練 當時獨絶新聲妙句」（華は天才綺練を呈し、当時獨絶、声は新たに於て、句は妙なり）と讚めたのも、文辭練達の表現と考えられる。橋本説のように、敢えて、太刀や鏡などの賛辭として用いられていた「百練」などの「練」の日本語化と解するまでもなく、「練リノコトバ」という表現は、『文心雕龍』などの漢籍の受容から普通に用い得る表現であったといえる。

二一

ところで、前稿では、七七三歌の難解語ムラトについて、「二群の重大発言」とする橋本説が退けた、『新訳華嚴經音義私記』以下、『類聚名義抄』などの平安朝以降のいくつかの辞書や音義の類にムラドの施訓の見える、「腎」の義として解する可能性を残し置いたのであったが、これは訂正すべきと考ええる。というのは、「練りの

村戸むらと」ということばは、「あざむかれけり」という述語によつて結ばれているのであって、アザムクという動詞によつて受けられる語として、「腎」は相応しくないと考えるからである。アザムクという語の集中例は、他には

布施置きて我は乞ひ禱む 阿射無加受 直に率行きて天道知らしめ (5・九〇六)

の一例を見るだけである。この場合のアザムクは、小島憲之氏（『上代日本文学与中国文学（中）』第五篇第六章「山上憶良の述作」、塙書房、昭39）が『文選』（四三卷 孔德璋「北山移文」の「誘我松桂、欺我雲壑」（竟文版文選「誘謂引誘」）を引いて、アザムカズは「よからぬ方へ誘はないで」の意に解すべきであるとして、それに従うものが多い。それに対して、吉永登氏（『万葉通説を疑う』「あざむく」、創元社、昭44）は、『一切経音義』に見える「欺凌軽也」により、漢字「欺」に古く軽蔑する意味があると神田喜一郎氏の指摘したのを受けて、『遊仙窟』の「鬢欺_レ蟬鬢非_レ成_レ鬢」の「欺」を、軽蔑し嘲笑する意としてとらえ、このアザムクも軽蔑する意として、「子供だ」と軽蔑しないで」と解する。

『遊仙窟』には、甚局の道筋ではあるが、「向來知_レ道徑、生平不_レ忍_レ欺」という表現も見え、金剛寺本『遊仙窟』などにも「欺凌軽也」と注されていることから考えて、ここは、吉永説でいいと思え

るが、いずれにせよ、そのアザムキは言語を介してのものと考えるべきであろう。

七三歌原文に見える「詐」の字は、『類聚名義抄』に「詐測 駕反 アサムク イツハル ワサ ヘツラフ ノラフ」とあるように、アザムクと訓むべきであるが、この「詐」の文字は万葉集中に当該の一例を見るだけである。そこで、『古事記』『日本書紀』の「詐」の使用例を検するに、それぞれ以下のような具合である（訓読は新編全集に拠る）。

○古事記「詐」の例（傍点坂本）

1 景行天皇条（大碓命が天皇を詐く）

是に、天皇、三野国造が祖、大根王の女、名は兄比売・弟比売の二嬢子、其の容姿麗美しと聞し看し定めて、其の御子大碓命を遣して、喚し上げき。故、其の遣さえし大碓命、召し上ぐること勿くして、即ち、己自ら其の嬢子に婚ひて、更に他し女人を求めて、詐りて其の嬢女と名けて、貢上りき。

2 景行天皇条（倭建命が詐刀で出雲建を殺す）

即ち、出雲国に入り坐しき。其の出雲建を殺さむと欲ひて、到りて即ち友を結びき。故、窃かに赤袴を以て詐りの刀を作り、御佩と為て、共に肥河に泳みき。爾くして、倭建命、河より先づ上り、出雲建が解き置ける横刀を取り佩きて、詔ひしく、「刀を

易へむと為ふ」とのりたまひき。故、後に出雲建、河より上りて、倭建命の詐りの刀を佩きき。是に、倭建、誂へて云ひしく、「いざ刀を合せむ」といひき。爾くして、各其の刀を抜かむとせし時に、出雲建、詐りの刀を抜くこと得ず。即ち、倭建命、其の刀を抜きて、出雲建を打ち殺しき。

3 景行天皇条（相武国の国造が倭建命を詐く）

故爾くして、相武国に到りし時に、其の国造、詐りて白しく、「此の野の中に大き沼有り。是の沼の中に住める神は、甚だ道速振る神ぞ」とまをしき。

4 仲哀天皇条（仲哀天皇が神の命を詐と謂つたために崩御する）

是に、大后の婦せたる神、言教へ、覚して詔ひしく、「西の方に国有り。金・銀を本と為て、目の炎耀く、種々珍しき宝、多た其の国に在り。吾、今其の国を婦せ賜はむ」とのりたまひき。爾くして、天皇の答へて白さく、「高き地に登りて西の方を見れば、国土見えずして、唯に大き海のみ有り。」とまをして、詐を為る神と謂ひて、御琴を押し退け、控かずして、黙し坐しき。爾くして、其の神、大きに忿りて詔ひしく、「凡そ、茲の天の下は、汝が知らすべき国に非らず。汝は、一道に向へ」とのりたまひき。5 仲哀天皇条（建振熊命が忍熊王側の將軍伊佐比宿禰を詐く）
爾くして、建振熊命、権りて云はしむらく、「息長帯日売命は、

既に崩りましぬ。故、更に戦ふべきこと無し」といはいしめて、即ち弓絃を絶ちて、欺陽^{いっやう}りて帰り服ひき。是に、其の將軍、既に詐^{いつはり}を信じて、弓を弭し兵を蔵めき。爾くして、頂髪の中より設けたる弦を採り出し、更に張りて、追ひ撃ちき。

6 応神天皇条（宇遲能和紀郎子が兄の大山守命を詐る）

爾くして、大雀命、其の兄の兵を備ふることを聞きて、即ち使者を遣して、宇遲能和紀郎子に告げしめき。故、聞き驚きて、兵を河の辺に伏せき。亦、其の山の上に、絶垣を張り帷幕を立て、詐^{いつはり}りて舍人を以て王と為て、露に呉床に坐せ、百官が恭敬ひ往來ふ状、既に王子の坐す所の如くして、更に其の兄王の河を渡らむ時の為に、具へ飭りき。

古事記の「詐」の例では、1では「詐りて其の嬢女と名けて」とあり、言語によるアザムキである。2は偽物の刀であり、それ自体が詐りものであるが、「刀を易へむと為ふ」とのりたまひ、「いざ刀を合せむ」ということによりアザムクことになるのであり、言語がかかわる。3では「詐りて白ししく」とあり、4では「大后の帰せたる神、言教へ覚して詔ひしく、『……』とのりたまひき」をうけて、「詐を為る神と謂」うのであり、5では「建振熊命、権りて云はしむらく、『……』といはいしめて、即ち弓絃を絶ちて、欺陽^{いっやう}りて帰り服」ったことで、「詐を信け」ることになるのであり、主

として言語によりアザムクのである。6は舍人を偽物の王に仕立てる例であり、これらは言語によるものではないが、それ自体が詐りの存在としてあり、「賢」などのようなものの働きによってアザムクのではない。

○日本書紀の「詐」の例

1 神武天皇即位前紀戊午年八月（兄猾が天皇を詐こうとするのを

弟猾が忠告する）

弟猾即ち詣至り。因りて軍門を拝みて、告して曰さく、「臣が兄猾の逆状をなすは、天孫到りまさむとすと聞り、即ち兵を起して襲ひたてまつらむとす。皇師の威を望見みて、敢へて敵るまじきを懼れ、乃ち潜に其の兵を伏し、権に新宮を作りて、殿内に機を施き、因りて襲たてまつらむと請ひて、作難らむと欲ふ。願はくは、此の詐^{いつはり}を知しめし、善く備へたまへ」とまをす。

2 允恭天皇四年九月条（天皇が諸氏族に盟神探湯をさせ、詐りのありなしを調べる）

戊申に、詔して曰はく、「群卿・百寮と諸国造等、皆各言さく、或いは帝皇の裔、或いは異しくして天降れりといへり。然れども三才顕れ分れてより以来、多に万歳を歴たり。是を以て、一の氏蕃息して、更に万姓と為り、其の実を知り難し。故、諸の姓氏の人等、沐浴齋戒して、各盟神探湯せよ」とのたまふ。（中略）是

に、諸人、各木綿手纏を着けて、釜に赴きて探湯す。則ち実を得る者は自づからに全く、実を得ざる者は皆傷はる。是を以て、故に詐れる者は、愕然ぢて、予め退き、進むこと無し。是より後、氏姓自づから定りて、更に詐る人無し。

3 安閑天皇元年二月条（根使主が天皇を詐く）

是に、根使主、押木珠纒を見て、其の麗美しきに感でて、以爲はく、盗みて己が宝とせむとおもひ、則ち詐りて天皇に奏して曰さく、「大草香皇子は、命を奉らずして、乃ち臣に謂りて曰へらく、「其れ、同族と雖も、豈吾が妹を以ちて、妻とすること得むや」といへり」とまをす。既にして纒を留めて、己に入れて獻らず。

4 雄略天皇九年五月条（小鹿火宿禰が韓子宿禰を詐く）

夏五月に、紀大磐宿禰、父既に薨りぬと聞きて、乃ち新羅に向き、小鹿火宿禰の掌れる兵馬・船官及び諸小官を執りて、専ら威命を用ゐる。是に小鹿火宿禰深く大磐宿禰を怨み、乃ち韓子宿禰詐り告げて曰く、「大磐宿禰、僕に謂りて曰く、『我、当復韓子宿禰の掌れる官を執らむこと、久にあらじ』といふ。願はくは、固く守させ」といふ。

5 欽明天皇三十一年五月条（高麗の大使が、道臣に詐かれていたことを知り、責める）

「言問はぬ木すらあぢさみ」再考

五月に、膳臣傾子を越に遣して、高麗の使に饗へたまふ。大使、審に膳臣は是皇華の使なりといふことを知りぬ。乃ち道君に謂りて曰く、「汝、天皇に非じ。果して我が疑ひつるが如し。汝既に伏して膳臣を拜めり。倍復百姓といふことを知るに足れり。而るを前に余を詐りて、調を取りて己に入れたり。速く還すべし。飾り語ふに煩ふことなかれ」といふ。

6 敏達天皇元年六月条（高麗の副使が東漢坂上直子麻呂等を詐く）

明旦に、領客東漢坂上直子麻呂等、其の由を推問ふ。副使等、乃ち矯詐を作して曰さく、「天皇、妻を大使に賜ふ。大使、勅に違ひて受けず。礼の無きこと甚し。是を以ちて、臣等、天皇の為に殺せり」とまをす。

7 敏達天皇十二年是歲条（日羅が天皇に百済に詐かれるなど忠告する）

又、奏して言さく、「百済人謀りて、言はく、『船三百有り。筑紫を請けむと欲ふ』といふ。若し其れ実に請はば、陽りて賜するべし。然らば百済、新に国を造らむと欲はば、必ず先づ女人・小子を以ちて、船に載せて至らむ。国家、此の時に望みて、老伎・対馬に多く伏兵を置きて、至らむを候ひて殺したまへ。翻りてな詐られたまひそ。毎に要害の所に、堅く壘塞を築かむ」とまを

す。

8 用明天皇元年五月条（穴穗部皇子が口実を設けて逆君を殺そうとする）

是に、穴穗部皇子、陰に天下に王たらむ事を謀りて、口くちに詐いつはりりて逆君を殺さむと在へり。遂に物部守屋大連と、兵を率て磐余の池辺を圍繞む。

9 崇峻天皇即位前紀（捕鳥部万が衛士を詐く）

有司、数百の衛士を遣して万を囲む。万、即ち驚きて叢叢に匿れ、繩を以ちて竹に繋ぎて、引き動して他をして己が入る所を惑はしむ。衛士等、詐いつはりかれて搖く竹を指して馳せて言はく、「万、此に在り」といふ。

10 崇峻天皇五年十一月条（蘇我馬子が群臣を詐く）

十一月の癸卯朔乙巳に、馬子宿禰、群臣を詐いつはりりて曰く、「今日、東国の調を進る」といふ。乃ち東漢直駒をして、天皇を殺せまつらしむ。

11 推古天皇十二年四月条（聖德太子の憲法十七条の六）

六に曰はく、懲悪勸善は、古の良典なり。是を以ちて人の善を匿すこと無く、悪を見ては必ず匡せ。其れ諂へんま詐まがの者は、国家を覆す利器と為し、人民を絶つ鋒劍と為す。

12 推古天皇三十一年是歲条（天皇に田中臣が百済は信用できない

国であると述べる）

田中臣の曰さく、「然らず。百済は是反覆多き国なり。道路の間すらも尚し詐いつはりく。凡そ彼の請まがす所、皆非ず。故、百済に附くべからず」とまをす。

13 皇極天皇三年七月条（大生部多の巫覡等が村人を詐く）

巫覡等、遂に詐いつはりきて、神語に託たくせて曰はく、「常世の神を祭らば、貧しき人は富を致し、老いたる人は還りて少ゆ」といふ。

14 孝德天皇大化元年八月条（国造・伴造・県稻置でないものの詐り）

若し名を求むる人有りて、元より国造・伴造・県稻置に非ずして、輒しつぱうたく詐訴いつはりうたへて、「我が祖の時より、此の官家を領り、是の郡県を治む」と言すとも、汝等国司、詐いつはりりの隨に便く朝に牒うたすこと得じ。審に実情を得て後に申すべし。

15 孝德天皇大化二年三月条（天皇が詔により虚偽を戒める）

復、見て見ずと言ひ、見ずして見たりと言ひ、聞きて聞かずと言ひ、聞かずして聞きたりと、言ふひと有り。都て正しく語り正しく見るところ無くして、巧いつはりに詐まがる者多し。

16 孝德天皇大化三年是歲（荒田井比羅夫の誤ちで百姓を疲弊させたことを天皇が謝る）

工人大山位倭漢直荒田井比羅夫、誤りて溝澆を穿り、難波に控

引きて、改め穿り百姓を疲労らしむ。爰に疏上りて切に諫むる者有り。天皇、詔して曰はく、「妾に比羅夫が詐れる所を聴きて、空しく流を穿れるは、朕が過なり」とのたまふ。

17 天武天皇元年六月条（大伴連吹負が高市皇子と称して近江方を詐く）

是の日に、大伴連吹負、密に留守司坂上直熊毛と議りて、一二の漢直等に謂りて曰く、「我、詐りて高市皇子と称り、数十騎を率て、飛鳥寺の北路より出でて營に臨まむ。乃ち汝内応せよ」といふ。

18 持統天皇三年五月条（天皇が百済の詐りを非難する）

又奏して云さく、「日本の遠つ皇祖の代より、清白き心を以ちて仕へ奉れり」とまをす。而るを竭忠し本職を宣揚することを惟はず。而も清白きことを傷り、詐りて幸媚を求む。是の故に、調賦と別に獻れるものとを、並に封めて還す。

日本書紀の例も同様であつて、一八例中一六例が明らかに言語を介してのものである。5、9の二例が、文面から言語の介在が確認できない例であるが、高麗の使に己が天皇であるかのように道君が騙した5の詐りも言語を介してのものであることは、「飾り語ふに煩ふことなかれ」という表現によつて知られる。9の例だけが、方が竹を引き動かして詐いたものとして、言語を介さない例である。

「言問はぬ木すらあぢさゐ」再考

そして、それは言語を介してのものではないものの、縄で竹を動かすという方の行為によるアザムキであり、やはり、「腎」などのような、ものの働きのよつてアザムクのではない。

『説文解字』には「詐欺也」と見える。『類聚名義抄』に「欺去其反 アザムク イツハル アナツル イヤシム タフロカス アザケル」と、「詐」と同じく、アザムク、イツハルの訓が付され、記紀の訓読において、多くアザムクと訓まれる「欺」の文字の使用例を検しても、やはり言語を介してのアザムキがほとんどである。

古事記の「欺」の例、計八例。うち前後の文面からでは言語の介在が確認できない例は、以下の二例。

1 上卷大国主神条（八十神が大穴牽遅神を欺く）

是に、八十神見て、且、欺きて山に率て入りて、大き樹を切り伏せ、矢を茹めて、其の木に打ち立て、其の中に入らしめて、即ち其の冰目矢を打ち離ちて、捲ち殺しき。

2 垂仁天皇条（天皇が沙本毘古に欺かれたことを知る）

爾くして、天皇の詔はく、「吾は、殆と欺かえつるかも」とのりたまひて、乃ち軍を興し沙本毘古王を撃つ時に、其の王、稲城を作りて待ち戦ひき。

しかし、1はその前の伯岐国の手間の山本での欺きの箇所に、「伯岐国の手間の山本に至りて云はく、『……』と云ひて、火を以て

猪に似たる大き石を焼きて、転ばし落しき」と見えており、同じく言語によるアザムキであったことが知られる。おそらく、2も言語を介してのものと考えてよからう。

日本書紀の「欺」の例、計一八例。うち前後の文面からでは言語の介在が確認できない例は、四例。

1 景行天皇紀、十二年十二月（天皇が市乾鹿文と市鹿文の姉妹を欺く）

是に、幣を示せ、其の二女を欺きて、幕下に納れたまふ。天皇、則ち市乾鹿文を通して陽り寵ひたまふ。

2 敏達天皇紀元年六月（高麗の大使が副使等が道君に欺かれたことを詰る）

六月に、高麗の大使、副使等に謂りて曰く、「磯城島天皇の時に、汝等、吾が議る所に違ひて、他に欺かれて、妄に国の調を分ちて、輒く微者に与へき。豈汝等が過に非ずや。其れ若し我が国の王聞しめさば、必ず汝等を誅ひたまはむ」といふ。

3 敏達天皇紀三年七月（天皇が吉備海部直難波の復命の欺きを断ず）

天皇聞しめして、即ち難波が罪を数めて曰く、「朝廷を欺誑きまつれる、一つなり。隣使を溺らし殺せる、二つなり。茲の大罪を以ては、放還すべからず」とのたまひ、以て其の罪を断む。

4 孝德天皇紀大化二年三月（奴婢が主を欺く）

復、見て見ずと言ひ、見ずして見たりと言ひ、聞きて聞かずと言ひ、聞かずして聞きたりと言ふひと有り。都て正しく語り正しく見るところ無くして、巧に詐る者多し。

復、奴婢有りて、主の貧しく困めるを欺きて、自ら勢家に託きて活を求む。勢家、仍りて強に留め買ひて、本主に送らざる者多し。

しかしながら、2は、日本書紀の「詐」の例5に見える高麗の使が道君に己が天皇であるかのように騙されたことを指すものであり、言語を介した欺きであること明らかであり、また、3は、先の八月十四日に送使難波が帰還して、「復命して曰さく『……』とまをす」とあり、その「誤語」を天皇が見抜いたことをいうものであり、4も、日本書紀の「詐」の例15の「見て見ずと言ひ、見ずして見たりと言ひ、聞きて聞かずと言ひ、聞かずして聞きたりと言ふひと有り。都て正しく語り正しく見るところ無くして、巧に詐る者多し」の後に続いて記されているところから考えても、言語による欺きと考えてよからう。1は、「幣を示せ、其の二女を欺く」のであるが、示せただけで二女が欺かれるはずはなく、その幣を贈るべきよしを伝えて幕下に納れたはずである。やはり、言語を介してのアザムキであったと考えられる。

「欺かれけり」と下接する以上、腎臟（ムラド）の義として解釈することはできない。エトルリア人の腎臟占（中西進『キリストと大國主』「占いの方法」、文藝春秋、平成6）とも関係ないといわざるを得ないのである。

三

以上のように、ムラトが言語に関わることはであることが明らかになってみれば、前掲橋本論文に述べるように、

太諄辞たしんじ 此云布斗能理斗。（神代紀上）

絶妻之誓たつむしのちかじ 此云許等度（神代紀上）

詛戸そこひど（応神記）

などのト（甲類）と関連させて考えるべきであろう。この場合「千座置戸」（神代紀上）、「千位置戸」（神代記）のトは、置く場所の意のトと考えられ、除外する。

フトノリトのフトは、「壮大、莊重」等の意の形状言で、「太多須支」（祈年祭祀詞）「太兆」（中臣壽詞）「太占。此云布刀磨爾」（神代紀上）、「太敷」（万葉集1・三六）などのフトである。とすれば、「諄辞」をノリトと訓注しているわけである。「諄」は、『説文解字』に「告曉こくせう之孰也」とあり、『新撰字鏡』には「告之丁寧也」とあるように、「ねんごろ、丁寧」の意があり、「マコト」（類聚名義抄）

「言問はぬ木すらあぢさみ」再考

の意をもつ字であつてみれば、ねんごろに告げること、「告る」ことを、「諄」の字で表したものと考えられ、「辞」がトの訓と義を担うものといえよう。「絶妻之誓」（コトド）の場合は、コトは「岩波古語辞典」のいうように「異。別になる意」でいいと思われるが、そうすると、コトが「絶妻」の意をあらわすことになり、トが「誓」の意をあらわすこととなる。「誓」は『説文解字』には「約束也」と見え、『礼記』（曲礼下）に「約信曰誓」とも見え、チカヒの義であつてみれば、トの訓と義を担うものといえよう。つまり、「辞」や「誓」が「ト」の訓義を担う文字であるということは、「ト」が、言語の意味をもつことばであるということである。しかもそれは、ねんごろなことばや、誓いのことばを表す語として用いられており、単なることばと違った重さをもつことばであつたといえる。「詛戸」（トゴヒド）の場合は、「詛」は『説文解字』に「訓也」と見え、『広韻』には「呪詛」と見え、『新撰字鏡』「庄慮反、去、咒也、咀也、乃呂不」とあるように、トゴヒが呪詛のことばであるが故に、単なることばでない「ト」が下接したのであろう。橋本論文において、ムラトを「一群の重大発言」というのが、その辞書的な意味であるとされたのは、「発言」という表現にやや難があるものの、背すべきものと考えられる。ムラトや、ノリト、トゴヒドの「ト」は「相手に働きかける力をもった重みをもつたことば」

であったと考えられる。

その「ト」に「ムラ」という語を上接させた「ムラト」なる語を、ここで家持が用いたのは何故か。すでに述べたように、「練りノコトバ」という表現には、『文心雕龍』などの漢籍の受容があった。ムラトの語にも漢籍の影響がありはしないか。『文心雕龍』には、多くのことばをあらわす表現として、「群言」という語が散見する（傍線坂本）。

1 制詩緝頌 斧藻群言（詩を制り、頌を緝め、群言を斧藻す。）

『文心雕龍』第一「原道」

2 性靈鎔匠 文章奥府 淵哉鑠乎 群言之祖（性靈の鎔匠にして、文章の奥府。淵なるかな鑠たるかな、群言の祖。）

『文心雕龍』第三「宗經」

3 凡群言發華 而降神務實 修辭立誠 在於無媿 祈禱之式 必誠以敬（凡そ群言華を發きて、神を降すは実に務め、辭を修めて誠を立つるは、媿ざる無きに在り） 『文心雕龍』第一〇「祝盟」

4 論也者 彌綸群言 而研精 一理者也（論なる者は、群言を彌綸して、一理を研精する者なり） 『文心雕龍』第一八「論說」

5 夫經典沈深 載籍浩瀚 實群言之奧區 而才思之神臬也（夫れ經典は沈深にして、載籍は浩瀚、実に群言の奥区にして、才思の神臬なり。） 『文心雕龍』第三八「事類」

6 使衆理雖繁 而無倒置之乖 群言雖多 而無禁絲之亂（衆理繁なりと雖も、倒置の乖無からしめ、群言多しと雖も、禁絲之亂無からしむ） 『文心雕龍』第四三「附會」

7 古來文章 以雕縵成體 豈取駟輿之 群言雕龍也（古來文章は、雕縵を以て體と成す。豈に駟輿の群言の雕龍になるに取らむや。） 『文心雕龍』第五〇「序志」

文字通り「群言」は多くのことばの意であり、6は多くのことばの意の例であるが、興膳宏氏（筑摩書房「世界古典文学全集」版『文心雕龍』、昭和43刊）の訳注を参考するに、1は文飾をもった多くの作品、2も多くの作品^⑤、3は多くのことばの意ではあるものの、「神を降すは実に務め、辭を修めて誠を立つるは、媿ざる無きに在り」（神の降臨を求めるには真实性が大切であり、修辭によってまごころをはっきりさせるには、良心に恥じぬことが必要である）と、その多くのことばや修辭に、真实性と良心に恥じないことを求めていることが注意される。4は道理を精製する数多くのことば。5は多くの秀れた文章表現のことであり、7は、駟輿の秀れた文章を指して群言といったものである。すなわち、『文心雕龍』に見られる「群言」のほとんどは、多くのことばでありつつ、単なることばではなく、それは文飾をもった秀れた作品やことばを指しているのがある。

あるいは、ムラトは、「群言」の翻説語ではあるまいか。翻説語でなくとも、「群言」を意味する和語といえよう。十分に考えられた文飾豊かな多くのことばであるムラトは、本来真实性をもつべきことばであったといえるが、家持は、「諸弟ら」（ここでは坂上大嬢をさして言ったもの）の、その真实性をもったことばであるはずのムラトに詐かれたというのであろう。七七三歌の後には、

百千度恋ふと言ふとも諸弟らが練りの言葉は我は頼まじ

(4・七七四)

という歌が続く。二首は同じような趣旨のことを繰り返しているようでありながら、七七三歌がムラトという多くの重みをもったことばであるのに対して、七七四歌では「百千度恋ふと言ふとも」と、その頻度において捉えた表現であり、ことばの質量と頻度の両面から歌ったところに両歌それぞれのねらいがあったと考えられる。

四

そのように、「諸弟らが練りのむらと」を理解したとして、一首はどのように解釈すればいいのであろうか。従来の解釈は上二句「言問はぬ木すらあぢさゐ」と下三句との関係において問題があった。

『全註釈』では、「花色變わりやすく、初め、紫青色で、後、紅紫

「言問はぬ木すらあぢさゐ」再考

色に變化する。物を言わない木にもアジサイのような変わりやすいものがある意で、人言の信じがたいことを説いている。諺として行われていたのであろう」とし、沢瀉『注釈』の「考」には、「言問はぬ木すら」と云つたのは、草木すら紫陽花のやうにその花の色の移ろふものなんだから、まして「色見えでうつろふ」人の心に不思議は無い」としている。最新の伊藤氏『釈注』でも「口のきけない木にさえも、あじさいのように色の変わる信用のおけないやつがある。まして、口八丁の諸弟めの練りに練つたご託宣の数々にのせられてしまったのはやむをえぬことだったわい」とするように、上二句は、あじさいの色の変りやすいことを言つたものと考えるのが一般である。けれども、あじさいは植栽されている土壌が酸性であると青色、アルカリ性であると赤色になるのであり、土壌の性質により色が変化するものであって、一本の花がその時々に変色するのではない。日本の土壌はおおむね酸性であるから青い花色がほとんどである。『新大系』では、「あぢさゐの八重咲く如く」（四四四八）の例によつて、誇大・饒舌の譬喩と解しておく」として、「もの言わぬ木でも紫陽花のような七重八重咲くものがある。諸弟め的美辞麗句にまんまとだまされてしまった」と解しており、その難はまぬかれているが、いずれにせよ、「あぢさゐ」をよくないものとして理解する点では同じである。

しかしながら、「木すら……」という構文からは、そのような解
釈は導き出し難い。『全注』に「スラにはさまざまな働きがあるが、
軽重対照的なものを並べ、軽いものにもかかる一般性が認められる。
重いものも当然然るべく思われるのには実際はその逆だ、というよう
な内容を述べるのに使われることがある」と指摘するように、下三
句は上二句とは逆のような内容が述べられるべきところ、これらの
解によると、あぢさゐの「色変わり」の在り方と諸弟の「心変わ
り」口八丁の在り方とは、共通することとなる。

「言問はぬ木すら」という句をもつ歌は七七三歌の他に、

言問はぬ木すら妹と兄とありといふをただ一人子にあるが苦し
さ (6・1007)

言問はぬ木すら春咲き秋付けば黄葉散らくは常をなみこそ一
に云ふ「常なけむとぞ」 (19・4161)

の二首がある。一〇〇七歌は、物を言わない木だって兄弟があるの
に、自分は一人子で兄弟がない、というのであり、四一六一歌は、
物を言わない(人間ではない)木だって春は花が咲き、秋になると
黄葉するのは、すべてが無常であるからだ、というのであり、軽重
において、軽いものである「木」を肯定的に歌って、重いものであ
る人間のことを述べるものである。「言問はぬ」という一句から見
ても、

……恋ふれども 験をなみと 言問はぬ ものにはあれど 我
妹子が 入りにし山をよすかとぞ思ふ (3・481)

言問はぬ木にはありともうるはしき君が手馴れの琴にしあるべ
し (5・811)

言問はぬ木にもありとも我が背子が手馴れの御琴地に置かめや
も (5・812)

……大御袖 行き触れし松を 言問はぬ 木にはありとも あ
らたまの 立つ月ごとに 天の原 振り放け見つつ 玉だすき
かけて惚はな…… (13・3334)

と、人間ならぬ「山」「木」ではあつてもと、人間の如く捉えて、
肯定的に見る歌である。

万葉集中「あぢさゐ」を歌った歌はこれ以外にもう一首ある。右
大弁丹比国人真人の宅において宴をした時の歌三首のうちの橘諸兄
の一首である。

同じ月の十一日に、左大臣橘卿、右大弁丹比国人真人の宅に
して宴する歌三首

我がやどに咲けるなでしこ路はせむゆめ花散らないやをちに咲
け (20・4446)

右の一首、丹比国人真人、左大臣を寿く歌

路しつつ君が生ほせるなでしこが花のみ問はむ君ならなくに

(20・四四四七)

右の一首、左大臣の和ふる歌

あぢさゐの八重咲くごとく八つ代にをいませ我が背子見つつ徳はむ
(20・四四四八)

右の一首、左大臣、味狭藍の花に寄せて詠む。

三首の流れは、左大臣橘諸兄を寿いで主人丹比国人が四四四六歌を歌ったのに対して、諸兄が、丹比国人が自分にとつて実をもつて訪れる相手であることを四四四七歌で述べて和し、さらにあじさいにこと寄せていついづまでも長生きをして下さいと四四四八歌で祝っている。「あぢさゐの八重咲くごとく」の比喩は、数多くの天皇の御代にわたつて長く栄えることをいう比喩であるが、新編全集に、「集散花序のあじさいを、重弁の意の八重と称するのは不合理」と指摘するような問題があるばかりでなく、空間的な「八重」から、時間的な「八つ代」に受けていくところにも不自然さがある。ここではむしろ、八つ代に結びつく時間の理解がなされるべきところであろう。『古今和歌六帖』に

あぢさゐのやへさくごとくやへよにもいませ我がせこみつし
のばん
(三九二一)

と「やへよにも」と伝えられていることは、そのあたりの事情をうかがわせるものといえる。時代は下るが、『新撰和歌六帖』に、

「言問はぬ木すらあぢさゐ」再考

あぢさゐのよひらすくなきはつ花をひらけははずとおもひける
かな
(二二三五)

と見えるのは、あじさいの四片の花が初花ゆえに咲いている数が少なく、開き果てた状態でないというのであり、一株の花の花期の長さを窺わせる歌といえる。『天本和歌抄』に、

是ほどと人は思はじ川上に咲きつづきたるあぢさゐの花

(三三五六)

とあるのも、咲いている長さに注目したものである。江戸期ではあるが松平定信の自撰歌集『三草集』には、

あぢさゐの花の面かげ猶みえて尾花が雪に秋ぞふり行く

(五七三)

という暮秋の景色を詠んだ歌がある。筆者の庭のあじさいにしても、十月はもちろん十一月にまで枯れ色になった花房を保ちつづけていることがある。その全体が豊かに花咲いたまま、色枯れてなお花びらを落とすことのないところに、あじさいの特色がある。

『奈良女子大学学報』第三〇六号(平成三年一月)の解説に植物学者菅沼孝之氏が、従来ガクアジサイと考えられている万葉の「あぢさゐ」について、

ガクアジサイは関東地方や伊豆地方の海岸近くに野生しているが、この種が自然交配の結果、アジサイがつくられたと考えら

れているが、いつ、どこにとなるとよくわからない。

とされて、「八重に咲くとなればガクアジサイよりアジサイのほうが歌の意に合う」と述べ、さらに、「アジサイの花は終わっても、なお、枝に長い間ついているので、歌の「弥つ代をいませ」にもかなうことになる。と指摘されているのは注目しいと思われる。つまり四四八歌では、あじさいが八重に咲き、その花が長く咲き続けるように、いついつまでもお元気でいらっしやって下さい、といったものと考えられる。

「八重」という語は、

今日もかも沖つ玉藻は白波の八重折るが上に乱れてあるらむ

(7・二一六八)

朝霧の八重山越えて呼子鳥鳴きや汝が来るやどもあらなくに

(10・一九四一)

天雲の八重雲隠り鳴る神の音のみにやも聞き渡りなむ

(11・二六五八)

思ふ人來むと知りせば八重むぐら覆へる庭に玉敷かましを

(11・二八二四)

……八重疊 平群の山に 四月と 五月との間に……老いはてぬ 我が身一つに 七重花咲く 八重花咲くと 申しはやさね
申しはやさね (16・三八八五)

旅衣八重着重ねて寝ぬれどもなほ肌寒し妹にしあらねば

(20・四三五一)

の例に見るごとく、重層である。「あぢさゐの八重咲く」のも同様である。その重層は、豊かさと繁栄を象徴しよう。それが「八つ代」に連結する時、幾時代もの天皇の御代の重なりが時間的になるのであって、重層の空間的の中に時間的な要素が含まれてもいる。

この歌における諸兄のあじさいの捉え方と、家持の捉え方に大きくことなることはなからう。すなわち、七七三歌においても、いついつまでも咲き続けるあじさいの花期の長さを想定して理解するのがよいのである。七七三歌の前には、

偽りも似付きてそする現しくもまこと我妹子我に恋ひめや

(4・七七二)

夢にだに見えむと我はほどけども相し思はねばうべ見えざらむ

(4・七七二)

と、坂上大嬢が家持を恋慕しているかのように偽って、実は相思っていないようであることをなじっている歌がみえる。とすると、七七三歌は「ものを言わない木でも、あじさいのように、その花を変わることなく長く咲かし続けるものがあるのに」とあじさいを肯定的に受け止め、「こころ変わりしたおまえの、巧みに考えられた文飾豊かな多くのことばに、すっかりと欺されてしまった」と嘆じ

たものと考えられるのである。

以上、旧稿の不明を訂し、ムラトは「賢」の義として解すべきでなく、十分に考えられた文飾豊かな多くのことばと解すべきことを述べ、合わせて、「言問はぬ木すらあぢさゐ」の句の解釈上の問題点について私見を述べた。

注

① 「諸弟らが練の村戸」試案「歌と人名」(『萬葉』第96号、昭和52・12)

② 黄侃『文心雕龍札記』によると、「風は文意、骨は文辭」と見える。

③ 欽明天皇紀二十三年七月の兵卒が川辺臣をないがしろにする箇所「是に、河辺臣、遂に兵を引き退き、急に野に營す。是に、士卒、尽に相欺蔑なまがしめにして、違ひ承くること有ること莫し。鬪將、自ら営中に就きて、悉に河辺臣瓊缶等と其の随へる婦とを生虜にす」に見える「相欺蔑」の例は、熟字例なので除外する。

④ オホ(多)―アハ(多)、カタ(片、偏)―コト(異、殊、サヤソヨ(擬声語、サヤニソヨニ、タカートコ、ハタ(辺、縁)―ホト(ヘリ)(傍、端)、ヤマ(山)―ヨモ(黄泉)、ワカ(若)―ヲコ(愚)のような、a a o oの交替が考えられ、コトはカタになることを意味したと考えられる。田中久美氏の論『言問はぬ木すら味狭藍』歌について(『叙説』昭和61年3月号)では、「コトを「オモカツ神」(記上)のカツで、「相對するの義の動詞である」として、相對・対反の義から離反・絶縁の義にもなるとされるが、意味の拡張があり、それは採らない。いずれにせよ、コトが絶縁の義をになうことばであることには変わりはない。

「言問はぬ木すらあぢさゐ」再考

⑤ 『尚書』秦誓に「予誓告汝群言之首」と見え、孔安国伝に、「衆言之本要」と注す。また、揚雄撰『法言』孝至篇に「群言之長、徳言也」と見え、「群言之祖」は本来多くのことばの根本をなすもので、道理になつたことばが重んじられたといえる。

⑥ 注①拙論では、「七七四で『練のことば』と言っているその前に、同じく言語の義のムラトが出ているのは冗長の感がある」と考えた。また、注③田中論文では、「家持の一連の歌の中でこの二首がほとんど同じ趣旨のことを繰り返していると見るのは不自然であり」と述べている。